

貿易証明ご利用者各位

神戸商工会議所

外国産タラバガニ、ズワイガニの輸出に関する原産地証明について

極東海域におけるカニ密漁や密輸出問題に関連し、本年11月16日、水産庁から日本商工会議所に対し、「外国産のタラバガニ・ズワイガニを韓国に輸出する場合、水産庁が原産地証明を発給する」旨通知がございました。

つきましては、下記のとおり取り扱いといたしますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 対象となる貨物

外国産タラバガニ・ズワイガニ

2. 原産地証明発給に関する変更点

仕向地が韓国の場合、神戸商工会議所では原産地証明を発給せず、水産庁が発給いたします。詳しくは次のWebサイトをご参照ください。

韓国向けの外国産タラバガニ、ズワイガニの輸出に関する手続について（水産庁）

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/kani_certificate.html

※仕向地が韓国以外の場合は従前どおり発給いたします。

3. 期間

2012年11月19日申請分以降、当面の間

以 上

【本件担当】

神戸商工会議所・産業部（貿易証明係）

〒650-8543 神戸市中央区港島中町6-1 電話：078-303-5807 FAX：078-306-2348